

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第3区分

【発行日】平成25年5月2日(2013.5.2)

【公開番号】特開2011-1547(P2011-1547A)

【公開日】平成23年1月6日(2011.1.6)

【年通号数】公開・登録公報2011-001

【出願番号】特願2010-115798(P2010-115798)

【国際特許分類】

C 08 B 15/00 (2006.01)

【F I】

C 08 B 15/00

【手続補正書】

【提出日】平成25年3月14日(2013.3.14)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

セルロース含有原料から水を除いた残余の成分中のセルロース含有量が20質量%以上であり、下記計算式(1)で示されるセルロースのセルロースI型結晶化度が33%を超える、かつ水分含量が0.2質量%以上、1.8質量%以下であるセルロース含有原料を粉碎機で処理して、該セルロースI型結晶化度を33%以下に低減する、非晶化セルロースの製造方法。

セルロースI型結晶化度(%) = [(I_{22.6} - I_{18.5}) / I_{22.6}] × 100 (1)
[I_{22.6}は、X線回折における格子面(002面)(回折角2 = 22.6°)の回折強度、及びI_{18.5}は、アモルファス部(回折角2 = 18.5°)の回折強度を示す]

【請求項2】

前記セルロース含有原料の嵩密度が50～600kg/m³である、請求項1に記載の非晶化セルロースの製造方法。

【請求項3】

前記セルロース含有原料の比表面積が0.2～750m²/kgである、請求項1又は2に記載の非晶化セルロースの製造方法。

【請求項4】

粉碎機での処理時間が0.5分～24時間である、請求項1～3のいずれかに記載の非晶化セルロースの製造方法。

【請求項5】

粉碎機が媒体式粉碎機である、請求項1～4のいずれかに記載の非晶化セルロースの製造方法。

【請求項6】

前記セルロース含有原料が、シュレッダー、スリッターカッター及びロータリーカッターから選ばれる1種以上の裁断機を使用する裁断処理により得られたものである、請求項1～5のいずれかに記載の非晶化セルロースの製造方法。

【請求項7】

前記セルロース含有原料が、乾燥処理により水分含量が1.8質量%以下に低減したものである、請求項1～6のいずれかに記載の非晶化セルロースの製造方法。

【請求項8】

セルロース含有原料が、パルプ類、紙類、植物茎・葉類、植物殻類、及び木材類からなる群から選ばれる1種以上である、請求項1～7のいずれかに記載の非晶化セルロースの製造方法。